住所　神奈川県秦野市渋沢2308番地27
カレン・カオリ・ノグチ　昭和63年11月９日生
住所　神奈川県伊勢原市東大竹603番地13
王玲　昭和50年７月14日生
住所　神奈川県秦野市曽屋3211番地１
寧静　昭和54年１月14日生
顔俊曦　平成20年９月17日生
顔依寧　平成24年７月７日生
住所　横浜市磯子区森１丁目15番１―506号
宋宝友　昭和58年１月28日生
白高昂　昭和60年８月31日生
宋姝潼　平成23年10月７日生
宋姝霖　平成27年１月28日生
住所　名古屋市中川区江松５丁目1166番地２
張艶霞　昭和53年４月15日生
住所　広島県福山市東深津町４丁目２番13号
於艶艶　昭和56年７月30日生
住所　兵庫県宝塚市御殿山４丁目17番５号
斉明　昭和50年５月１日生
住所　兵庫県尼崎市東園田町４丁目143番地１
黄沙奈　昭和57年９月28日生
住所　兵庫県宝塚市東洋町６番１―717号
黄亜美　昭和60年４月７日生
住所　兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目16番27号
宋京昌　昭和58年10月14日生
住所　兵庫県三木市加佐15番地２
陳国均　昭和45年７月21日生
瀋江　昭和44年７月８日生
瀋卓実　平成19年２月17日生
住所　兵庫県加古川市加古川町稲屋247番地２
張貞子　昭和13年３月９日生
住所　大阪府豊中市新千里東町３丁目３番35―803号
唐春芬　昭和51年５月14日生
住所　兵庫県小野市黒川町1816番地１
韓松子　昭和17年７月22日生
住所　兵庫県小野市黒川町1816番地１
呉正明　昭和45年11月16日生
畝姫順　昭和50年２月１日生
呉泰征　平成21年６月30日生
住所　大阪市生野区鶴橋１丁目１番33―305号
康勝英　昭和52年５月18日生
住所　大阪市平野区加美北１丁目16番２号
崔剛司　昭和16年７月13日生
金賢子　昭和19年２月23日生
住所　大阪市平野区加美北１丁目25番５―602号
崔昌徳　昭和44年８月３日生
朴徳美　昭和52年２月28日生
崔亜咲　平成16年12月21日生
崔映成　平成19年５月17日生
住所　大阪府八尾市東老原１丁目２番地57
フィン・パン・トアン　昭和60年３月10日生
住所　堺市北区百舌鳥梅町１丁10番地４
姜亜矢子　昭和36年４月１日生
姜陽子　平成10年10月21日生
住所　群馬県前橋市下細井町349地１
ノリコ・ボロナン　平成６年７月14日生
ケイヤ・ボロナン　平成27年４月11日生
住所　千葉県市原市ちはら台西４丁目10番地
黄桂芳　昭和44年７月23日生
黄潔　平成２年８月８日生
住所　栃木県宇都宮市南大通り１丁目３番８号
郭文　昭和57年12月７日生

○法務省告示第百二十五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年六月十七日

法務大臣　岩城　光英

認証紛争解決事業者の名称及び住所
和歌山県土地家屋調査士会
和歌山県和歌山市四番丁七番地

認証年月日
平成二十八年六月一日

○外務省告示第二百十三号

平成二十八年四月二十八日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、コートジボワールに対する制裁解除等を内容とする決議第二千二百八十三号が全会一致で採択された。

平成二十八年六月十七日

外務大臣　岸田　文雄

二千十六年四月二十八日に国際連合安全保障理事会がその第七千六百八十一回会合において採択した決議第二千二百八十三号（二千十六年）

安全保障理事会は、

コートジボワールにおける情勢に関するすべての従前の決議及び議長声明、特に決議第千五百七十二号（二千四年）、第千九百七十五号（二千十一年）及び第二千二百十九号（二千十五年）を想起し、

コートジボワールに関する決議第千五百七十二号（二千四年）に従って設置された委員会の作業を賞賛し、当初第千五百八十四号（二千五年）に従って設置された専門家グループの作業への評価を表明し、

決議第千五百八十四号（二千五年）７の規定に従って設置された専門家グループの二千十六年三月十七日の報告書（S／二〇一六／二五四）並びに国連事務総長の二千十五年十二月八日の報告（S／二〇一五／九四〇）及び国連事務総長の二千十六年三月三十一日の特別報告（S／二〇一六／二九七）を踏まえ、

コートジボワールに関する決議第千五百七十二号（二千四年）に従って設置された安全保障理事会の委員会の二千十五年十二月三十一日の報告書（S／二〇一五／九五二）及び二千十五年十二月十七日の委員会議長の口頭報告並びに二千十六年四月十二日の委員会議長の説明を踏まえ、

二千十六年四月十二日の安全保障理事会会合においてコートジボワール政府によって表明されたコートジボワールに対するすべての制裁措置を解除することへの賛成の意見に留意し、

決議第二千二百十九号（二千十五年）１の規定及び第千五百七十二号（二千四年）９から12までの規定並びに第千九百七十五号（二千十一年）12の規定に示された措置を再検討するとの決定を想起し、

武装解除・動員解除・再統合（ＤＤＲ）、治安部門改革（ＳＳＲ）、国民和解及び不処罰との戦い並びに二千十五年十月二十五日の大統領選挙の成功裏の実施との関連を含む、コートジボワールの安定化において達成された進展並びに武器及び関連物資の管理の進展並びに天然資源の不法取引との戦いの進展を歓迎し、コートジボワールの平和及び安定に更に貢献するためにこのような改善が継続することの必要性を強調し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

１．当初決議第千五百七十二号（二千四年）７の規定により課された、第二千二百十九号（二千十五年）１の規定における武器及び関連物資に関する措置並びに第千五百七十二号（二千四年）９から12までの規定及び第千九百七十五号（二千十一年）12の規定によって課され、第二千二百十九号（二千十五年）12の規定を含め、その後更新された渡航及び金融措置を直ちに終了することを決定する。

２．決議第千五百七十二号（二千四年）14の規定により設置された委員会及び第千五百八十四号（二千五年）７の規定に従って設置され、第二千二百十九号（二千十五年）25の規定を含め、その後延長された専門家グループを直ちに解散することを更に決定する。

○外務省告示第二百十四号

平成二十八年六月六日にディリで、東ティモールの国造り及び開発における女性の意義のある指導的役割及び参画の強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　東ティモールの国造り及び開発における女性の意義のある指導的役割及び参画の強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　二億九千四百万円

３　署名者

日　本　側　山本栄二在東ティモール大使

国際連合側　ジャネット・ウォン　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関東ティモール事務所代表

平成二十八年六月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十五号

平成二十八年六月八日にプノンペンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

２　贈与の限度額　三億三千二百万円

３　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

４　署名者

日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン上級大臣兼外務国際協力大臣

平成二十八年六月十七日

外務大臣　岸田　文雄